

恩給局長の裁定と公定力

近藤, 昭三
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1491>

出版情報 : 法政研究. 31 (4), pp.79-91, 1965-05-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

恩給局長の裁定と公定力

東京地裁昭和三九年六月二三日判決・棄却

判例時報 三八〇号二二頁

判例タイムズ一六五号一五〇頁

近藤昭三

〔事案概要〕

本件原告は、昭和一九年戦死した旧軍人の継母であった者であり、被告は戦死者の実父である。当該戦死者の遺族扶助料受給権について、恩給局長は原告・被告を同順位者とする旨裁定し、被告を総代者として扶助料の支給がなされた。本件訴訟は、被告が一括受領した右扶助料のうち、原告の受領すべき金員の支払を求めて提起されたものである。

恩給局長が継母たる原告に、実父と同順位の受給権を認定したのは、「昭和二八年法律一五五号恩給法の一部を改正する法律」によって復活された旧軍人、旧準軍人の遺族扶助料を受給する資格は、旧軍人死亡当時の恩給法その他の法令によって定まり、従って当該旧軍人が昭和二二年五月三日の日本国憲法施行前に死亡した場合であれば、戦死者と「同一戸籍ニ在ル者」として継母もまた受給資格を有すること、父母の受給の順序については、「昭和二三年法律一八五号恩給法の一部を改正する法律」附則七条二号を類推適用して、父母同順位と解することが条理上相当であるという理由にもとづく。これに対し被告は、(i)旧軍人等の遺族扶助料は、昭和二八年法律一五五号によって付与されたものであるから、受給者の範囲順序等は、当時の恩給法および民法によって

決定されるべきであり、したがって原告と当該戦死者の間には母子関係は成立しないから、原告は遺族の範囲に含まれず、扶助料の受給資格はない。(ii)たとえ旧軍人等の遺族の範囲が、旧軍人等の死亡当時の恩給法により定まるとしても、原告は昭和二五年以後、被告と離婚しているから、法定血族たる養子が離縁した場合に、受給資格・権利を喪失する旨の規定(七六条一号、八〇条一項二号)を同じく法定血族たる継母子関係に類推適用して、原告は受給権を喪失したものと解すべきであると主張した。

判決は、受給の資格については、被告の主張をしりぞけ、旧軍人等の死亡当時の恩給法その他の法令によって決定されるべきものと解し、恩給局長の見解を是認した。しかし「昭和二三年法律一八五号」附則七条二号の類推適用については、同法による改正前の恩給によって、父が受給権者と認められる場合に、右類推により旧軍人等の父母を同順位と解しうるかどうかについては疑問がないわけではないけれども、日本国憲法の両性平等の原則にかんがみ、昭和二八年一五五号にもとづく恩給請求権の順序について、父母同順位と解釈することは条理にそうものであり強ち違法ではないが、ただし継母を母として遇することは、「家」制度を排斥する憲法の趣旨に反するから、継母についてまで右附則七条二号を類推適用すべき条理上の根拠がないと結論した。

ところで、原告は、恩給法の正しい解釈上、原告が受給資格・権利を有しないとしても、原・被告を同順位の受給権者とする恩給局長の裁定は、権限ある官庁により法定の手續に則り形式的に適法になされた確認的行政処分であるから、権限ある機関により取消されない限り、適法かつ有効なものとして公定力を有し被告もこれに拘束されると主張した。これに対し被告は、原告が継母にすぎなかったこと、原告が被告と離婚したことは裁定当時から明らか事実であり、原告に扶助料受給の資格、権利がないことは客観的に明白であったから、裁定には重大明白な瑕疵があり当然無効である、したがって、原告を受給権者とする点において公定力を有するものでないと抗弁した。

この点について、判決は、とくに裁定の無効を認定することなく、裁定の公定力が本件に及ばない旨、つぎのように判示した。

〔判決理由〕

(1) 「行政処分には、いわゆる公定力があるものとされるが、公定力はもともと、行政行為にその効用を發揮させ、

行政行為の目的とする公益の実現を一応可能にするために認められるものであるから、公定力の及ぶ範囲は、それだけの行政処分目的、性質に応じこれを認むべき合理的必要の限度に限られるものと解するのが相当である。」

(2) 「恩給法第一二条が恩給を受ける権利は総理府恩給局長がこれを裁定する旨を定めているのは、……恩給の支給に関する行政事務の処理を的確かつ能率的に行うためには、受給権者と主張するものが恩給の支給を請求するには、先ず恩給局長の裁定により受給権者であることの確認を受くべきものとするとともに、この確認を受けたものに限って、爾後国家において恩給の受給権者として取り扱うこととする必要があるとの考慮に基づくものと思われる。」

(3) 「裁定手続においては、恩給局長は、受給原因発生の有無を判断するとともに、裁定申請者が受給権者に当たるかどうかを一応審査するが、受給権者と主張するものが数人ある場合に、その間で争いを裁断して唯一の真実の受給権者を確定することは、裁定処分の目的とするところではなく、このことは、裁定処分が争訟裁判手続というにふさわしい手続構造をとっていないことからみても明らかである。」

(4) 「上述のところから考えれば、……裁定申請者が受給権者であるかどうかについて恩給局長に公権的認定権が与えられているものと解すべきであり、また恩給局長が誤って真の受給権者につきこれを否定する裁定をした場合でも、その取消しがないかぎり、真の受給権者であっても恩給の支給を請求することができなくなるという意味において、右裁定に公定力が与えられているものと解さなければならぬ。」

(5) 「しかし受給権者でない者を受給権者とする裁定があった場合は、真の受給権者がこれを否定し、自己を受給権者とする裁定を求めるに当たり、まず前の裁定の取消しを得なければならぬという意味において裁定に公定力があり、真の受給権者が前の裁定の公定力によって自己が受給権者であることを主張することを妨げられると解することは、裁定処分の性質、目的からみて合理的に必要と認められる限度をこえて、不当に公定力の及ぶ範囲を広く解する

ものといわざるをえない。」

(6) 「いわんや、本件の場合のように、国家に対する関係をはなれて、同順位受給権者として裁定を受けた者相互の間で、扶助料の配分に関し、受給権者たる地位が争われる場合に、唯一の真実の受給権者と主張するものが、同順位受給権者として裁定を受けたものの地位を否定することが右裁定の公定力によって妨げられ、裁定の取消しを得た上でなければその主張ができないとするがときは、公定力の及ぶ範囲を合理的必要性の認められる限度をはるかにこえて広く解する見解として、到底、当裁判所の賛同し得ないところである。」

〔研 究〕

(一) 本判決は、公定力の及ぶ範囲が行政処分目的・性質に応じて定まるという前提に立って、恩給局長の裁定には、裁判所の先決問題審理を制限する意味での公定力がないことを判示する。行政行為の公定力を限定する点において、それは瑕疵の態様により公定力を全く生じえない場合をみとめるところの、処分の当然無効に関する理論・判例と共通するが、処分の無効はいかなる種類の行政行為についても生じうるのに対し、本判決の理論による公定力の限定は、行政処分の性質・目的すなわち処分の種類に由来する点において、また裁判所の先決問題審理権との関係においてのみ生ずる点において異なる。

このような公定力限定の試みは、わが国の公定力理論および判例に一つの新しい局面を開くもののように思われる。

(二) わが国の行政法学説において、この種の論及がなかったわけではない。最近では兼子仁教授が「フランス行政法における先決問題」を比較制度論的(都立大学法学会雑誌三巻一・二合併一八三頁)に考察した機会に、「取消争訟は行政行為の対世的取消という最大の救済を求めるのに固有の手段であるが、民・刑事訴訟において当該事件かぎり相対的に行政行為の効力を争うためにその違法を主張抗弁することは妨げないという解釈」を用いる可能性があることを示唆された。しかし

同教授は、わが国の現行法においてこの解釈を採用することを留保されている（前掲論文二一八頁）。また、やや溯ると、雄川一郎教授は、「先決問題について」（法学協会雑誌六八巻二号四号）と題する研究において、ドイツ・オーストリアの学説の多くが、行政行為を形成的行為と確認行為とに分ち、前者については一般的に、後者については確定力を生ずる場合に限り、それらの行為が先決問題となる場合、行為の効力の有無について裁判所の審理権が制限されると説いていることを紹介されている。しかし、このような解決方法をわが国の制度において採用する可能性については、格別の論及がなく、戦後の「わが国法に於ては、従前と略、同様の先決問題に関する裁判所の審理権の制限が生じうる」と述べるに止まる。しかもその論拠として、行政事件訴訟特例法が行政処分^の取消について特別の手續を定めているので、「一般の訴訟事件の先決問題として、行政行為の効力が問題となったときは、右の手續によって行政行為の効力を失わしめない限り、裁判所は当該処分によって生じた効果も承認しなくてはならぬ」と説かれているところから推論すると、取消訴訟の対象となりうる行政行為が、取消訴訟以外の訴訟の先決問題としてその効力を争われた場合には、つねに裁判所の審理権を制限する効力をもっと解されているようである。

すなわち、両教授の指摘は裁判所の先決問題審理権を制限する意味での公定力を否定ないし制限する理論的可能性のあることを明らかにする点において貴重であつたけれども、そのような公定力の否定ないし制限を、わが国の実定制度において肯定することについてはいづれも消極的な見解をとられたのであつた。

(三) つぎに、わが国の判例を検討してみよう。行政行為の効力が先決問題となつた場合民事裁判所は、その行為が取り消されない限り有効なものとして取扱わねばならず、行為の効果として生じたところと異なる法律関係を独自に認定することは出来ないというのが大審院時代の一貫した判例である（判例体系・行政法総則（II）一三五頁以下参照）

また、行政事件の管轄権をも司法裁判所が有するようになった現行制度の下においても、最高裁は、「行政処分は

たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取消されない限り完全にその効力を有する。本件において農地委員会のした訴願裁決の取消裁決は未だ取消されていないし、また当然無効と解することもできない」と判示し、先決問題であった訴願裁決の取消の効力について、取消裁決が違法であっても無効ではない以上、裁判所はその効力を承認しなければならぬことを明らかにしている（最高裁昭和三〇年二月二十六日三小判、民集九卷二〇七〇頁・行政判例百選八五頁）。このように行政行為が、裁判所の先決問題審理権を制限する意味での公定力をもつことは、下級審判例によっても同様に承認されている（公売処分の取消処分について、東京地裁昭和二九年一月二二日例集五卷一四一頁等）。

ところで、これらの判例は、それぞれの係争処分について、裁判所の先決問題審理を制限する意味での公定力を認めたとあるが、さらに一歩進んで、およそすべての行政行為が例外なく（もちろん無効な行為は除くが）、この意味での公定力を有するというルールの承認が判例上なされていたといえるであろうか。あるいは逆にいつて、この意味での公定力をもたない行為は行政行為にあたらぬ旨が明らかにされていたといえるだろうか。

この点に関し、最高裁は、昭和三六年三月一五日大法院判決においてつぎのように判示した。

「……一般に行政処分は、処分が法律上当然に無効でない以上、行政庁の職権または争訟手続により取り消されない限り、かりに違法であっても有効とされ、他の訴訟においてもその違法を主張できなくなる効力をもつ。

しかるに海難原因を明らかにする裁決は裁決によって確定さるべき権利関係はなく、裁決に対し訴訟を提起しなくとも、他の訴訟で裁決内容を争えなくなるものではないから、このことによっても本件裁決が特例法にいう行政庁の処分にあたらぬこと明らかである」。（民集一五卷四六八頁）

この判示は、海難原因説明裁決が行政庁の処分にあたらぬことの直接の理由として、先決問題審理権を制限する意味での公定力が生じないことを挙げており、前記ルールの承認を含蓄するかの如くである。

しかしもとより、そのような理解は正しくない。右の判決は、海難原因を解明する裁決がなんらの法的効果をも生じないから行政行為ではなく、そのため公定力の生ずる余地もないことを宣言するもので、先決問題審査への言及は、裁決によって不利な判断をうけた者が、民事および刑事事件において不利益を蒙るから裁決の取消しを求める法律上の利益があるという原審の判断に対してなされたに過ぎない。すなわち、行政庁の行為が、先決問題審査を制限する意味での公定力を生じないときは、特例法にいう行政庁の処分ではないというルールを承認したのではなく、法的効果を生じない行為は行政処分でないことを明らかにしたものである。

かくて結論的にいえば、すべての行政行為が例外なく先決問題審査権を制限する公定力を持つことを宣言した判例はなく、そもそも、この問題は判例上全然とりあげられていなかったと言ってよい。

(四) 学説上、行政行為の公定力については大要つぎのように説かれる。すなわち、行政行為が一たんなされると、たとえ違法の瑕疵があっても無効とみるべき場合以外は、公定力によって、相手方、第三者および国家机关も、その行為が内容に応じた法的効果を生ぜしめていることを承認しなければならない。もちろん、行政庁は職権で違法行為を取り消しうるし、国民の側からも行政不服審査や取消訴訟の手續によって、違法行為の取り消しを求めることが許されているけれども、このように正当な権限ある機関により正式に取り消されるまでは、なんびともその効力を否定することができないのであって、裁判所も他の訴訟の先決問題として行政行為の効力の有無が争われる場合には、正式に取り消されていない限り、その行為を有効なものとして取扱わねばならない、と。

右のような公定力の説明を前提として、行政行為は公定力をもつ、あるいは、公定性は行政行為の特質であるなどと言われるわけであるが、この一般的定言は、行政行為の効力尊重の諸関係を公定力概念によって統一し体系化する利点をもつ反面、この概念に含意される諸効果の軽重を十分に明らかにすることがない。

この点で本稿において問題となるのは、行政行為の相手方が行為の拘束力を承認しなければならなくなる意味での公定力と、先決問題審理権を制限する意味での公定力との関係である。いったい前記の一般的定言は、前の意味の公定力と後の意味の公定力のどちらが公定力概念にとって本質的なものとしているのであろうか。行政行為は公定力をもつというのは、行政行為が前の意味での公定力をもつことを意味するにとどまるのか、それとも後の意味での公定力までも有することを意味するのか。判例を検討した場合と同じような問題のたて方をすると、前の効果を生ずる行政行為の（一方的）行為はすべて、学説上行政行為の範疇に入れられるのか。それとも前の意味の公定力と後の意味の公定力とを生ぜしめる行政行為の（一方的）行為だけが行政行為の範疇に属することになるのであろうか。

(五) ここで取り上げた東京地裁の判決は、

- (i) 恩給局長の裁定が、相手方にその効力の承認を余儀なくせしめる点で公定力をもつこと（判決理由(4)）。
- (ii) 恩給局長の裁定によって、裁判所の先決問題審査権制限の問題は生ぜず、この関係においては公定力がないこと（判決理由(6)）とを判示する。

を判示する。

右の第一点は、まさに、受給権の存否について恩給局長が認定権をもち、その認定を得ることなしに「直接、裁判所に恩給（扶助料を含む）を受くる権利の確認または給付訴訟を提起することは許されない」

（大阪高裁昭和三六年五月三〇日例集二卷一一

頁一四）結果、受給権を否認する裁定がなされると、たとえ受給事由が客観的には存在し、申請者が受給権を有してい

たととしても、実際には恩給をうける方法がなく、その裁定の効果が通用することになる関係を指すものに外ならない。恩給法一三条・一四条が裁定に対する不服申立手続（旧法では具申・訴願）を定めたのは、この通用力の存在を承認し、これを打ち破って裁定の取消・変更を求める方法を設けたものといえる。また一五条の二は裁決に対し取消

の訴が許されることを明規するのであって、これらの点から裁定が争訟手続上の行政処分であることは疑問の余地がない。そこで判示第二点の解決を承認するとすれば、われわれは、行政処分のなかには、先決問題の審査において裁判所を拘束しない行為があり、したがってこのような拘束力は、行政行為を行政行為たらしめる本質的効力ではないといわねばならぬ。また、行政行為は公定力をもつとか、公定性は行政行為の特質であるという定言を正確に実定制度上妥当せしめるためには、公定力ないし公定性の概念から先決問題審査権を拘束する効果を除外しなければならぬ。

右の定言に正確な意味を与える可能性が他にないではない。それは先決問題となった場合、裁判所の審査権を拘束するような性質をもつ行為のみで行政行為の範疇を構成することである。そうするとたとえば、後述するように法律行為的行政行為がそのような性質をもち、準法律行為的行政行為がもたないとすれば、前者のみを行政行為の範疇に入れるべき頁、ことにならう（法律行為的行政行為の概念構成については、杉村章三郎・行政法要義全訂版 上巻二九 Kormann, System der rechtsgeschäftlichen Staatsakte. 1910. S27）

(六) つぎに判示第二点の検討にうつると、まず民事（刑事）事件を審理する裁判所が先決問題たる行政行為の効力の有無を判定するにあたって、それを有効なものとして取扱うべき拘束をうけるか否かについて、理論的には積極・消極の両説が可能である。（雄川・前掲論 文四号五三頁）

拘束をうけないとする消極説は、行政からの裁判権の独立、法的判断について裁判所が最終的な権限をもつこと、本案の裁判官は先決問題についても管轄権をもつべきことなど、権力分立原則と訴訟制度上の要請を根拠にしている。これに対し、積極説の側においても、行政権の自主性と裁判所によるその尊重の必要、とくに行政行為の効力を争う訴訟手続は抗告訴訟に限るべきことなど、同様に権力分立原則と訴訟制度のあり方にもとづいて、その正当性を主張し

うる。要は、わが国の現行実定制度がこの点について如何なる定めをしているか、およびその趣旨に依じていかなる定めをなすべきかである。

この観点から問題をとりあげると、現行行政訴訟制度が一方において司法裁判所による行政事件の管轄という「法の支配」の原則をみとめながら、他方において公権力の違法な行使に対し「抗告訴訟」という特別な手続を定めていることを如何に評価すべきかが決定的な意味をもつ。前述したように、雄川・兼子仁両教授は、わが国の実定制度においては抗告訴訟こそ行政行為の効力を争う排他的な手続であるという認識にたつて、先決問題における公定力の否定という解決に消極的な態度を示されたのであった。

しかし、抗告訴訟を設けた実定制度の趣旨がたしかに、有効な行政行為の取り消しを求めるための排他的な訴訟手続とすることにあつたことは疑問の余地がないけれども、その存在が他の訴訟手続において行政行為の効力を争う可能性を全面的に排除するという意味に解すべきであろうか。抗告訴訟の存在は、法の支配の原則のもとにおける「大陸型の行政制度の残存である」といわれる場合、そこで考えられるのはドイツ的制度だと想像されるが、ドイツにおいては戦前において既に、司法裁判所が行政庁の決定に拘束されるか否かという問題の解決は「ライヒまたはラントの法律が拘束を明規する場合に限り、裁判所は拘束されるということから出発すべきである。」

(Seuffert-Walsmann, *Kommen-tar zur ZPO* 1932 Bd 1, S.262) という主張があつたし、拘束を承認する説においても、行政行為が裁判所を拘束す

るのはむしろ例外で、一般的には「〔司法・行政〕両権限の分離と独立により、司法の国家行為は行政に対し、行政のそれは司法に対し拘束力をもたないという原理が原則的に妥当する」

(Hatschek, *Lehrbuch des deutschen und preussischen Verwaltungsrechts* 1924 S.24)

ことが前提とされていたのではなかったか。(フランスについては兼子・前掲論文参照)

(七) 本判決は、公定力の根拠を「行政行為の目的とする公益の実現を一応可能にする」必要性に求めることによつ

て、公定力を抗告訴訟との対応によって理解する見解を排するとともに（わたくしは公定力についてはこの見解をとり、先決問題における拘束性は公定力概念から除外すべきだと思ふが）、公定力の及ぶ範囲をそれぞれの処分の目的・性質に応じて合理的必要の限度で認むべきであるとする。その発想は、先決問題における拘束性の問題をもっぱら行政行為の効力の角度から取り上げることにあるといえよう。しかし、この問題はむしろ、司法裁判所が行政行為の効力を承認ないし尊重すべき義務の問題として、わが国の裁判制度における「法の支配」の原則的妥当と、抗告訴訟制度における行政の司法からの独立性の承認とをいかに調整するかという観点から解決すべきであるとおもわれる。

この観点から、行政行為が先決問題において裁判所を拘束することは、つぎの場合にみとみられよう。

第一に、行政行為が裁判手続におけると同様な手続的保障の下になされる、いわゆる争訟を裁断する行政行為の場合。この場合には、行政手続そのものが「法の支配」の要請にこたえており、裁判所の救済機能はそれだけ後退し、とくに法的安定性を確保するためにむしろ行政権の判断を尊重すべきだからである。

第二に、行政行為の法効果の発生が、行政庁の効果意思にもとづく、いわゆる法律行為的行政行為の場合。この場合は、法秩序がとくに行政庁の自主的決定を尊重し（裁量処分はもちろん羈束処分についても）、その決定内容に依じた法効果の発生を承認していると解すべきであるから、裁判所もまた、抗告訴訟の本案となる場合は格別として、他の訴訟の先決問題としてその決定の効力が争われる場合には有効なものとして取扱う義務があるのである。

第三に、準法律行為的行政行為は行政の一定の精神作用の表示に対し、法律により定型化された効果が結合せしめられているのであるから、法律行為的行政行為の場合の如き裁判官の承認義務は生じない。しかし、その法効果が性質上、たとえば選挙会による当選人決定のように、対世的・斉一的に生ずる場合にはそれが正式に取り消されない以上、裁判官もその効果を承認すべきであろう。すなわち、ここでは実定法がその法効果について如何に定めているか

が問題となるのである。

以上の解決方法は、ドイツの判例・学説によって承認された、形成的行為および確定力ある行為についてののみ先決問題審査権に対する拘束力を肯定する見解と結論的には大体一致するものである。しかし、確定力を生ずる行為についてはさておき、形成的行為 (die gestaltende Akte) の形成力という観念をもって、先決問題における拘束力を理由づけることは十分でないと思はれる。この理由づけは、訴訟法における形成判決の対世的効果の観念を採用するものであるが、判決の形成効がどの人的範囲に及ぶかは、実はそれらの者の承認義務の問題 (鈴木正裕「形成判決の効力」法字論叢六七巻六三頁) であり、また法律関係の変動を判決にかからしめた法秩序がその点について如何に定めているかの問題 (三ヶ月章・民事訴訟法二頁) なのであるから、むしろ、法律行為的行政行為による法律効果に対する裁判官の承認義務 (法律学全集) 四六頁) 政の独立性の尊重という観念によって理由づける方がより合理的である。また先決問題における拘束力を生ずる行政行為を、形成的行為と確定力ある行為とに限ると、準法律行為的行政行為 (もちろん確認処分を含む) であって、この種の拘束力をみとむべき場合を無視することになる。また、ドイツの学説では、裁判所が先決問題審査理において行政行為に拘束される場合として、さらに行政行為の存在が一定の法律効果の要件となっている場合、すなわち行政行為が Tatbestandswirkung を生ずる場合をあげる (形成的行為の拘束力も Tatbestandswirkung の一種とする説もある)。しかし、ここで先決問題における拘束として取扱ったのは、裁判所が行政行為の内容と異なる法効果や法律関係の存在を認定しえないという意味での拘束をうけ、その結果、違法な行政行為は本来そのような効果を生ずべきでないのに、その拘束のために当該の効果を生ずるものとして通用する場合である。これに対し Tatbestandswirkung の場合は、違法・適法を問わず一定の行政行為が在在すること自体が、当該の効果を生ぜしめる旨 (たとえば、選挙人名簿への登載 (行為) が選挙権の行使を適法ならしめる効果を生ずるとく) 法定されているので、裁判

所は行政行為の存否を審査するに止まり、その内容に関する認定の異同を論ずる余地はなく、ここでの意味における拘束の問題は生じない。

(八) 本判決は、恩給局長の裁定が、受給権者であることの「確認」を行う行為であること(判決理由(2))、および、裁定は争訟の裁断を行うものではなく、受給権者の確定を目的とするものでないこと(判決理由(3))を明らかにしたうえで、裁定が先決問題となる本件においてその内容が裁判所を拘束するものではないと判示するのであって、前述したところから明らかなようにこの結論は妥当である。しかも、この結論は、(戦後における)従来の判例と何ら矛盾するものではない。(前述(三))

そもそも、公定力の概念は、兼子仁教授が適切に指摘されたように、執行力、不可争力、不可変更力のように単一の実定制度に対応するものでなく、「多くの具体的現象的な実定法制度に統一的な論理構成を与えるため」(行政行為の理論の理論)に用いられるものである。ところが、その成立は旧行政裁判制度に由来し、しかも司法裁判所の行政事件に対する無権限がその成立の重要な機縁となっていたのであるが、司法裁判所が行政事件をも管轄することとなった現行制度の下においても行政行為が先決問題の審理において裁判所を拘束することを、公定力の一つのあらわれとして無反省かつ無条件に承認する傾向があった。最初にのべたように、本判決はこの問題について一つの新しい局面を開くものであり、理論的な反省を促す機会を与えるものである。本判決のといった解決が、判例法上定着し、また公定力概念が理論的により精確となることが期待される。

以上

(昭和三九年一月)